

# 大分県報

令和三年  
第二四九号  
十月八日

（金曜日）

## 目次

### 公安委員会規則

大分県公安委員会事務決裁規則の一部改正……………一

### 告示

大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出……………一

区画漁業の免許……………二

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………三

### 選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）……………五

### 公告

県営土地改良事業の工事の完了……………六

都市計画図書の縦覧（二件）……………六

## ○公安委員会規則

大分県公安委員会事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年10月8日

大分県公安委員会委員長 石 田 敦 子

大分県公安委員会規則第11号

### 大分県公安委員会事務決裁規則の一部を改正する規則

大分県公安委員会事務決裁規則（平成13年大分県公安委員会規則第7号）の一部を次のよ

うに改正する。  
別表の原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）に規定する事務の部の次に次のように加える。

ヌトーカー行為等の規制等に関する法律に規定する事務	第5条第12項	禁止命令等又は禁止命令等の有効期間の延長の処分に係る書類の公示送達の実施
---------------------------	---------	--------------------------------------

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

## ○告示

### 大分県告示第五百九十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和三年十月八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

### 一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルシヨク東大道店・サンドラッグ東大道店

大分市東大道一丁目十二番 外

2 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社サンリブ

代表取締役 菊 池 毅

福岡県北九州市若松区本町二丁目十七番一号

外一者

3 変更した事項

（一）大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更前 株式会社マルシヨク

代表取締役 菊 池 俊 勝

大分市東春日町十三番十一号

令和三年十月八日

大分県報（公安委規則・告示）

変更一 外一者  
株式会社マルシヨク

代表取締役 菊池 信博  
大分市東春日町十三番十一号

変更二 外一者  
株式会社マルシヨク

代表取締役 大久保 和彦  
大分市東春日町十三番十一号

変更三 外一者  
株式会社マルシヨク

代表取締役 紀 伊 正彦  
大分市東春日町十三番十一号

変更四 外一者  
株式会社マルシヨク

代表取締役 佐藤 秀晴  
大分市東春日町十三番十一号

変更五 外一者  
株式会社サンリブ

代表取締役 菊池 毅  
福岡県北九州市小倉南区上葛原二丁目十四番一号

変更六 外一者  
株式会社サンリブ

代表取締役 菊池 毅  
福岡県北九州市若松区本町二丁目十七番一号

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 株式会社マルシヨク

代表取締役 菊池 俊勝  
大分市東春日町十三番十一号

変更後 外一者  
株式会社サンリブ

代表取締役 菊池 毅  
福岡県北九州市若松区本町二丁目十七番一号  
外四者

4 変更の年月日

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 平成二十一年五月二十五日

(2) 平成二十三年五月二十三日

(3) 平成二十五年五月二十三日

(4) 平成二十九年五月二十七日

(5) 令和二年五月二十五日

(6) 令和三年三月六日

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成二十九年九月一日外

二 届出年月日

令和三年九月十三日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和三年十月八日から令和四年二月八日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和四年二月八日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第五百九十六号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十九条の規定により、令和三年十月一日

付けをもって次のとおり区画漁業を免許したので公示する。

令和三年十月八日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

談合堂	指定区域の名称	所在地	指定の区分	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類	区域の表示	法第九条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成十三年政令第八十四号)で定める事項	備考	海区域漁業計画の公示番号	免許番号	漁業権者の住所及び氏名又は名称	免許の内容	条件	存続期間
宇佐市								区第七七二二号	区第七七二二号	大分市府内町三丁目五番七号 大分県漁業協同組合 代表理事組合長 中根 隆文	令和三年六月十八日付け大分県告示第四百二十六号のとおり。	同上	令和三年十月一日から令和五年八月三十一日まで
土砂災害警戒								区第七七三三号	区第七七三三号		同上	同上	同上
急傾斜								区第四千五百五十三号	区第四千五百五十三号		同上	同上	同上
別図の								同右	同右		同右	同右	同右
別図のとおり								同右	同右		同右	同右	同右
(「別図」は、													

大分県告示第五百九十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。)第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として、次のとおり指定する。

令和三年十月八日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

令和三年十月八日

大分県報(告示)

三

省略し、宇佐土木事務所に備え置いて縦覧に供する。



中尾③	宇佐市 大字灘	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり
古我城①	宇佐市 大字麻 生	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり
山口原②	杵築市 山香町 大字向 野及び 宇佐市 大字西 屋敷	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第五十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条の規定による令和三年九月二十五日現在で大分県議会議員及び大分県知事の選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和三年十月八日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

一 地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一九、一三九人  
二 地方自治法第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）  
二一九、六一八人

三 地方自治法第八十条の規定による大分県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

- 大分市 一三二、四〇九人
- 別府市 三二、〇一九人
- 中津市 二二、九一五人
- 日田市 一七、八三二人
- 佐伯市 一九、九〇六人
- 臼杵市 一〇、七六八人
- 津久見市 四、九一六人
- 竹田市 六、〇四七人
- 豊後高田市 六、二五五人
- 杵築市 八、〇二一人
- 宇佐市 一五、三四四人
- 豊後大野市 九、九九九人
- 由布市 九、四三四人
- 国東市・姫島村 八、四三五人
- 日出町 七、八四三人
- 九重町・玖珠町 六、八四二人

令和三年十月八日

大分県報（告示・選管委告示）

令和三年十月八日

大分県報（公告）

六

# ○公 告

次のとおり県営土地改良事業の工事を完了した。

令和三年十月八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

事業名	着手年月日	完了年月日
県営危険ため池緊急整備事業 （ため池整備） （町野地区）	平二八・六・一	平三〇・八・八
県営危険ため池緊急整備事業 （ため池整備） （日向野地区）	平二八・三・一八	令元・八・三〇
県営地域ため池総合整備事業 （玖珠西部地区）	平二七・二・三	平三〇・七・九

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定による都市計画図書の写しの送付を受けたので、同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。  
令和三年十月八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 都市計画の種類及び名称  
日田都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）（仮称）日田市清掃センター（日田市決定）

二 縦覧場所  
大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和三年十月八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 都市計画の種類及び名称  
日田都市計画下水道 日田公共下水道（日田市決定）

二 縦覧場所  
大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課